

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項及び第2項後段の規定に基づき指定する特例措置を採ることができる応急入院指定病院について、指定の基準を満たさなくなったため、次のとおり指定を取り消します。

平成28年9月12日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	取消日
京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広 小路上る梶井町465	平成28年8月8日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)